

岡崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡崎市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、防災防犯協会長等の消防団活動を支援する者をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に岡崎市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

（認定基準）

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第 5 条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証交付書及び表示証の交付)

第 6 条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証交付書（様式第 2 号）及び表示証（様式第 3 号）を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市（町村）長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第 7 条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、同条第 1 項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付することができる。
- 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- 4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第 3 号のほか、様

式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第8条 表示証の交付に際して、市長は、岡崎市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取消しの理由を文書（様式第5号）で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 市長は、協力事業所の名称、岡崎市消防団への協力内容、その他の事

項について、広報紙等により公表するものとする。

（協力事業所の表彰）

第12条 市長は、協力事業所を岡崎市消防表彰条例（昭和25年4月1日条例第11号）に基づき表彰することができる。

（優遇措置）

第13条 協力事業所は、市長が別に定める優遇措置を受けることができる。

（所掌）

第14条 この要綱に関する事務は、消防本部総務課において所掌する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

岡崎市消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

（郵便番号） —

協力事業所所在地

協力事業所名称

代 表 者

担 当 者

電 話

岡崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）

- ☐ 新 規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
- ☐ 追 加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合）
- ☐ 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

[illegible]

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回の表示証交付書写
- (4) その他審査に必要な資料

※ 下欄については、記載の必要はありません。

☐ 申請	【特記事項】 表示年月日 年 月 日
☐ 推薦	

別 紙

[illegible]

表 示 証 交 付 書

様

貴事業所は、岡崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱に定める消防団協力事業所の認定基準に適合していると認めます。

よって、下記のとおり表示証を交付します。

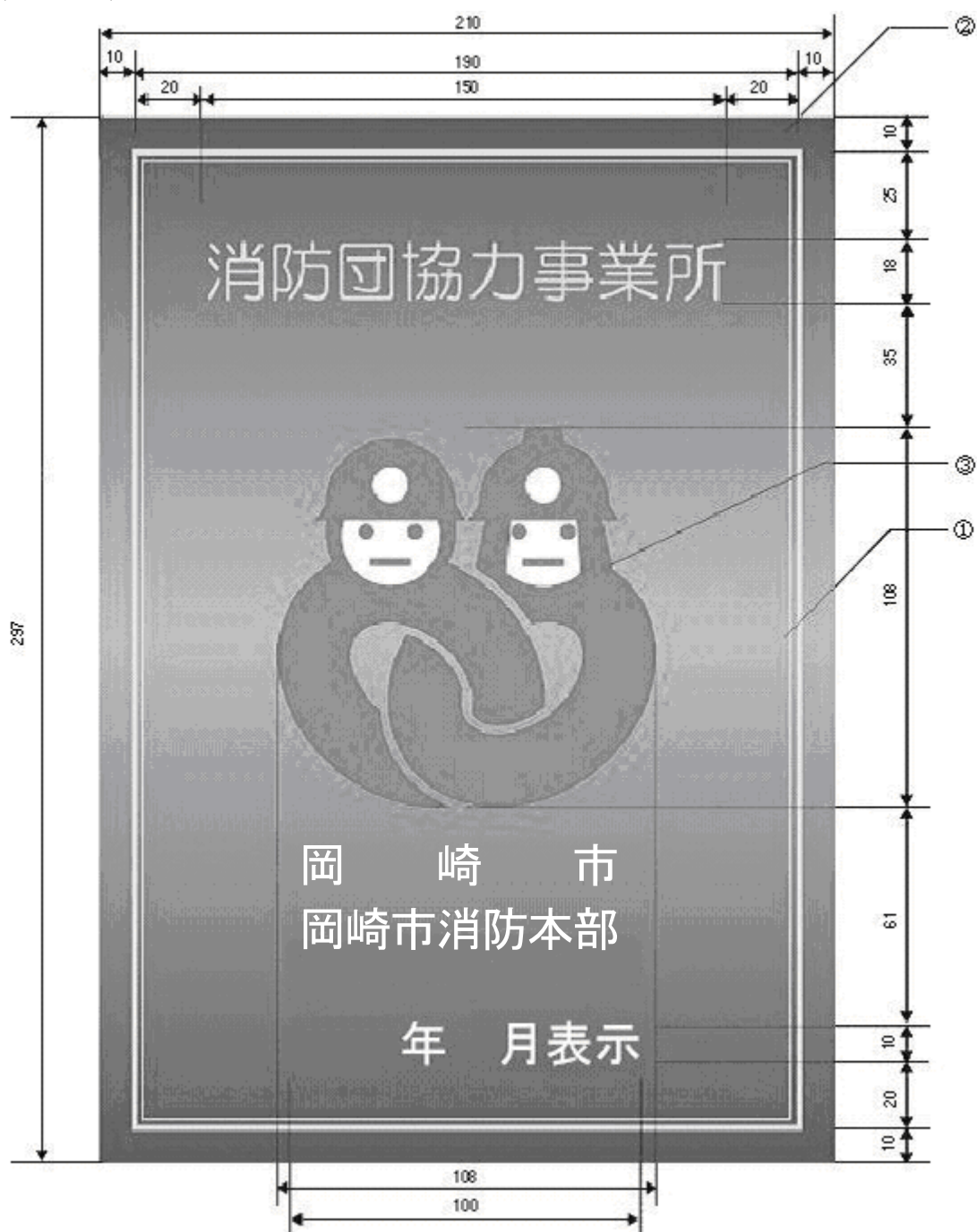
記

- 1 協力事業所の所在地
- 2 協力事業所の名称
- 3 有効期限 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

岡 崎 市 長

様式第3号（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。

		色(CMYK値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C : 50%、M : 5%、Y : 0%、K : 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C : 85%、M : 40%、Y : 25%、K : 12%)
③	標示マーク (面)	赤 (C : 0%、M : 95%、Y : 90%、K : 0%)
④	文字、枠線	銀

岡崎市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第 4 条関係) ※該当項に ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※該当に ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
		〒		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3			☐ 申請 ☐ 推薦
		〒		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3			☐ 申請 ☐ 推薦
		〒		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3			☐ 申請 ☐ 推薦
		〒		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3			☐ 申請 ☐ 推薦
		〒		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3			☐ 申請 ☐ 推薦

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

岡 崎 市 長

岡崎市消防団協力事業所表示認定取消通知書

岡崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 交付番号
- 3 交付年月
- 4 認定取消理由